

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年11月29日)

陳情6年福祉保健第50号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－50 (R6.11.25)	福 祉 保 健	安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の被災状況をふまえ、緊急時の安定ヨウ素剤受け取りの負担を減らすために、原発から5km圏内の地域（予防的防護措置を準備する区域：以下「PAZ」とする。）と同様に、5～30km圏内の地域（緊急防護措置を準備する区域：以下「UPZ」とする。）についても、積極的な事前配布が有効であると考えられる。PAZと同様にUPZの事前配布率を上げるために、新潟方式の導入検討を求める。

▶陳情理由

令和6年能登半島地震により、志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の範囲で被害が広がった。原発稼働中に大地震と事故が重なった場合、PAZの住民と同様にUPZの住民も過酷な状況に置かれる可能性があることが分かった。最悪の事態に備え、避難計画の実効性を確保するために、安定ヨウ素剤の事前配布が有効であると考ええる。

原発事故が起きた場合、様々な放射性物質が放出されるため、被ばくのリスクが高まる。特に影響を受けやすい乳幼児・子どもたちの場合、放射性ヨウ素に被ばくすると、甲状腺がんになる可能性が高まる。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくを低減する働きがある。

原子力規制庁が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（令和3年7月21日一部改正）によると、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素に被ばくする24時間前までに服用することにより、予防又は低減することが出来るとされている。そのため、事前配布により手元に持っている方が、どのような事態にも素早く対応して適切なタイミングで服用できると考えられる。

現在、島根原発のPAZでは、個別に配布会の申し込み用紙を郵送することにより43.3%の配布率となっている（令和5年度末）。ところが、UPZでは、このような個別の通知はなく、職員の方々の努力にもかかわらず事前配布率は非常に低いままである。

UPZでも積極的に事前配布をしている地方自治体として、新潟県の例が参考になる。新潟県では、令和4年からPAZとUPZの区別をなくして、40歳未満の方全員に安定ヨウ素剤の事前配布の通知を送付している。UPZを加えた理由は、記録的な大雪などといった地域性から、緊急時の安定ヨウ素剤の受け取りが大変負担になると考えた結果だと聞いている。大雪などの理由は、山陰地方でも考慮すべき点だと思う。さらに、大地震との複合災害の場合、道路や家屋が被災する可能性を考えれば、受け取りの負担を減らすことは大変重要な視点である。

新潟県では、安定ヨウ素剤の受け取り方法として、従来からの「説明会会場」、「薬局」に加えて「郵送での受け取り」ができるようになった。郵送での受け取り方法は、QRコードでオンライン申請を行い、ビデオを視聴した後、問診票をメールで送付し、担当課で確認した後に安定ヨウ素剤を郵送するという仕組みである。新潟県担当課への聞き取りによると、この郵送での受け取りにより配布率が高まり、40歳未満の人口のうち、UPZでは2年間で約40～50%の配布率となっているそうである。事前に安定ヨウ素剤についての丁寧な説明を聞き、手元に置くことによって、防災意識を高めることができる。乳幼児や子どもたちの生命・健康を守るために、地方自治体として、より積極的な安定ヨウ素剤の事

前配布の方法を検討していただきたい。

▶提出者

～原子力防災を考える県民の会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 国の原子力災害対策指針（原子力規制委員会告示）では、P A Z（原発5キロ圏）内においては、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となることから、避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、安定ヨウ素剤を事前配布できる体制を整備する必要があると規定されている。
- 2 U P Z（原発5～30キロ圏）内においては、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなり、この避難等の際、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の指示等に従い安定ヨウ素剤を服用することから、地方公共団体は安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制を整備する必要があるが、学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される場合は、P A Zの例により事前配布を実施することができるとされている。
- 3 島根原発に係るU P Zには、境港市全域（約3.3万人）と米子市の一部（約3.5万人）が含まれており、全面緊急事態等が発生した場合には、原子力災害対策本部の指示等に基づき、状況に応じた防護措置を取る必要がある。

【県の取組状況】

本県の安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力災害対策指針を参考に、米子市・境港市と連携して住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備している。

- 1 安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるようあらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布することとしている（緊急配布）が、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取る事ができなかった者は、避難退域時検査会場において受領することとしている。
- 2 国の原子力災害対策指針にもとづき、地元の米子市・境港市と配布方法の検討を行い、U P Z内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等40か所以上の「一時集結所」に2～3回分の安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）を備蓄するとともに、小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」用にも備蓄しており、確実に保管管理し、迅速に配布、服用できる体制をとっている。
- 3 県と米子市及び境港市は、U P Z内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難（※）で、希望される方に対し、平成30年度から事前配布説明会において安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。

また、令和2年度から米子保健所での事前配布を開始している。（毎月第2・第4火曜日（祝日を除く）午後3時～午後5時（予約制））

（※）障がいや病気がある・妊娠している・小さい子ども（小学生以下）が世帯にいる・高齢者や障がい者等が世帯にいる・その他これらに準ずる理由がある方

【事前配布の状況（令和6年10月末時点）】

（単位：人）

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	計
事前配布説明会	228	103	32	76	24	22	31	516
通年配布（米子保健所）	－	－	32	15	24	6	0	77
計	228	103	64	91	48	28	31	593

- 4 令和3年度以降、服用を優先すべき対象者（妊婦・授乳婦・未成年者（乳幼児を含む））で緊急時に受け取りが難しい者に対する事前配布の広報を強化している。

【現在の服用優先者に対する制度周知の実施状況】

- ・米子市・境港市内の小児科・産婦人科へ事前配布に関する案内チラシを配架依頼（県）
- ・UPZ内地域へ事前配布説明会案内チラシ新聞折込により配付（県）等

- 5 新たな配布方法については令和6年9月議会でも議論になったところであり、郵送配布等を行っている新潟県を含め、他県の配布方法を参考に、米子市・境港市等の関係機関と調整を行いながら、事前配布を希望する方の利便性が高まるよう検討を行っているところである。